

福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和元年 7 月 29 日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- I 日 時 令和元年 7 月 29 日（月） 午後 1 時 28 分より
午後 2 時 24 分まで
- II 場 所 福島市太田町 13 番 53 号ホテル福島グリーンパレス 2 階「瑞光西の間」
- III 出席者 出席保険者 48 保険者（別紙総会出席者名簿参照）
委任状提出の保険者 14 保険者
本会事務局 15 名
計 77 名

IV 会議の目的事項

[報告事項]

報告第 1 号 平成 30 年度補正予算の専決処分について

報告第 2 号 令和元年度補正予算の専決処分について

[議決事項]

議案第 1 号 平成 30 年度事業報告

議案第 2 号 平成 30 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算

1 一 般 会 計

2 診療報酬審査支払特別会計

A 業 務 勘 定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

3 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

A 業 務 勘 定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

4 国保基金特別会計

5 介護保険事業関係業務特別会計

A 業 務 勘 定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

- C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）
- 6 障害者総合支援法関係業務等特別会計
 - A 業務勘定（障害者総合支援）
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
 - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
 - B 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定
- 8 妊婦健康診査委託料支払特別会計
- 9 レセプト点検業務特別会計
- 10 職員退職金特別会計
- 11 平成30年度末財産目録

◎ 監査結果の報告

- 議案第3号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）
- 議案第4号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第2号）
 - A 業務勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 議案第5号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
 - A 業務勘定（後期高齢）
- 議案第6号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
 - A 業務勘定（介護）
- 議案第7号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
 - A 業務勘定（障害者総合支援）
- 議案第8号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
 - A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- 議案第9号 令和元年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
- 議案第10号 福島税務署に提出する実費弁償による事務処理の受託等の確認申請について
- 議案第11号 役員の補欠選任について

V 会議の状況と顛末

- 1 開会（午後1時28分）
 - 司会が、開会する旨宣した。

2 開会のことば

遠藤副会長（鏡石町長）が次のとおり開会のことばを述べた。

皆さんこんにちは。大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。
それでは、ただいまより福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会します。よろしく
お願いします。

3 挨拶

大和田会長が御多忙中の出席に対し謝意を表し、次のとおり開会の挨拶を行った。

みなさんこんにちは。この4月より国保連合会の会長に就任いたしました小野町長の大和田
昭と申します。よろしくお願いします。

国保制度の持続的発展のため、誠心誠意、職務に邁進していく所存でございます。どうぞよ
ろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には何かと御多用のところ、本日の総会に御出席をいただき、誠にありがとうございます
ます。

また、国保連合会の事業運営につきましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重
ねて御礼を申し上げます。

さて、昨年4月に新たな国保制度が施行され1年4ヶ月が経過しましたが、保険者である市
町村を始め、関係各位の御努力もあり、大きな混乱もなく円滑に実施がされているものと認識
をいたしております。

そして、本年5月には「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等改
正法」が成立いたしました。

この改正法では、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みが
盛り込まれたほか、「審査支払機関の機能強化」、「オンライン資格確認の導入」なども規定さ
れており、これらのことは、今後の国保事業にも大きく影響するものと考えております。

本会といたしましては、基幹業務である診療報酬等の審査支払業務の充実強化を図るととも
に、「オンライン資格確認の実現に向けた準備」や「健康づくり事業などの保険者支援」など、
社会情勢の変化や保険者ニーズを踏まえた事業について、本会の持つノウハウとスキルを最大
限活かしながら積極的に推進して参ります。

皆様におかれましては、本会に対します引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の総会は、平成30年度の事業報告及び決算が主な案件となってお
ります。慎重なる御審議をお願いし、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願
いします。

4 来賓紹介

司会より来賓として出席された次の方を紹介した。

福島県保健福祉部国民健康保険課長 佐藤 尚美 氏

5 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

現在の保険者数 62 保険者

出席保険者数 48 保険者

委任状提出保険者数 14 保険者

6 議長選出

司会が、議長選出については慣例により事務局から推薦申し上げ承認を得たいと諮ったところ、異議なく了承され、次の方をお願いした。

議長 矢祭町長 佐川 正一郎 氏

7 議 事

議長が登壇し議事に入った。なお、議事録署名人については、国保連合会の規約により議長が署名することとなっているので御了承願いたいと述べた。

[報告事項]

報告第1号 平成30年度補正予算の専決処分について

報告第2号 令和元年度補正予算の専決処分について

ア. 議長が報告第1号及び報告第2号について、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が報告第1号及び報告第2号について次のとおり説明を行った。

私から報告第1号及び報告第2号について御説明をいたします。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号は平成30年度補正予算の専決処分についてでございます。

国民健康保険法第86条をもって準用する第25条第2項の規定により、下記の日付をもって、専決処分を行いましたので御報告いたします。

専決処分いたしました補正予算は2つ。

一として、平成30年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

二として、平成30年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。

(1)、専決処分の理由といたしましては、妊婦健康診査委託料受払いの増及び、定年前退職者1名の退職金支給に伴い、予算現額が不足したことから予算を至急補正する必要が生じたためでございます。

(2)の専決処分の年月日は平成31年3月29日。本会規約に基づく書面による理事会、書面表決理事会の議決により処分をいたしました。

2ページから9ページは、書面表決理事会への提出議案、補正予算の詳細でございます。説明は省略をさせていただきますので、御了承を願います。

続きまして、11ページをお開きください。

報告第2号、令和元年度補正予算の専決処分についてでございます。

専決処分をいたしました補正予算は1つ。令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算(第1号)でございます。

(1)の専決処分の理由といたしましては、平成31年2月1日付け国の通知「風しんに関する追加的対策の実施について」に基づき、本会が風しん抗体検査等費用の請求支払事務を実施するにあたり、平成31年3月29日付け、こちらも国の通知「国民健康保険団体連合会の予算及び決算の取扱いについて」等の一部改正について」が発出されました。

事務の開始が令和元年6月となっていたことから、国の示す会計例に準じ、予算を至急補正する必要が生じたためでございます。

(2)の専決処分の年月日は、令和元年5月31日。こちらも書面表決理事会の議決により処分をしてございます。

12ページから18ページは、書面表決理事会への提出議案、補正予算の詳細でございます。説明は省略をさせていただきますので、御了承ください。

以上、報告第1号及び報告第2号について御説明をいたしました。

ウ. 議長が報告第1号及び報告第2号については、事務局報告のとおり了承願いたいと述べた。

[議決事項]

議案第1号 平成30年度事業報告

議案第2号 平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算

ア. 議長が議案第1号及び議案第2号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 事務局長が議案第1号について次のとおり説明を行った。

議案第1号「平成30年度 事業報告」について総会議案に基づき御説明申し上げます。

総会議案の20ページを御覧ください。初めに、第1の一般状況でございます。1の役員の状況、2の事務局の状況は、記載のとおりでございますが、平成30年度は新たに業務管理課に療養費係を、業務審査課にレセプト点検室を設け、また介護保険課を介護福祉課として、介護保険と障害福祉の2係を設置して業務を行っております。3の機関会議の開催ですが、総

会、理事会、監事会等を記載のとおり開催いたしました。詳細は 21 ページ以降になります。後ほど御覧いただくことで御了承を願います。

23 ページを御覧ください。4 の審査支払の状況でございます。(1) の国民健康保険の状況につきましては、決定件数 744 万 1,595 件、支払額は 1,436 億 1,129 万 3,140 円でございます。支払額で、前年度比にして 4.51 ポイントの増加でございましたが、これは、「※」に記載のありますとおり、国保制度改革により、会計年度の区分が変更になり、国保の診療報酬分において平成 31 年 4 月支払までの 13 ヶ月を平成 30 年度の会計で処理することとなった影響でございます。()にありますように、前年同様の 12 ヶ月で集計をいたしますと、1,340 億 7,000 万円余りとなりまして、前年度比にして 33 億円、2.43 ポイントのマイナスとなります。

(2) の後期高齢者医療の状況でございますが、決定件数 841 万 3,885 件、24 ページになりますが、支払額は 2,264 億 9,924 万 8,760 円で、ほぼ前年同様の支払額でございました。

(3) の介護給付費の状況につきましては、決定件数 281 万 4,860 件で、支払額は 1,627 億 4,948 万 7,273 円で、前年度比 42 億円、2.64 ポイントの増加でございまして、国保の医療費の支払額をかなり超えているというような状況となっております。

(4) 障害介護給付費及び障害児給付費の状況、(5) 特定健診・特定保健指導費用の状況は記載のとおりでございます。

次に、第 2 の重点事業でございます。

本会では、保険者の負託に答えるため、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の事業運営・財政運営の方針を定めました「中期経営計画」を策定しております。平成 30 年度はその「中期経営計画」の 3 つの基本方針に基づき重点事業を定め、事業を実施しております。

1 つ目の基本方針の 1 の「保険者事業運営の支援」では (1) から (3) の重点事業を実施しております。

(1) の医療費適正化の推進では、審査支援システム等 I T を最大限に活用した事務共助に取り組み、更なる審査の充実・強化に努めました。

(2) の保健事業の推進では、保険者によるデータヘルス計画に基づいた保健事業の実施のために、支援・評価委員会での助言等、保険者の保健事業推進を支援して参りました。

25 ページになりますが、(3) の介護保険業務並びに障害者総合支援業務の推進では、イにありますとおり、制度改正、報酬改定に対し、関係機関との連携に努め、正確な審査支払を行うとともに、新たに創設されました「年間高額介護サービス」の支給処理等にも対応をいたしました。ウといたしましては、平成 30 年度から障害福祉サービス等の給付費に係る審査業務を全市町村から受託し、業務を一体的に行うことにより、効果的・効率的な審査支払業務を行っております。

基本方針の 2 つ目、2 の「新たなニーズ・課題への取り組み」においては (1) から (4) までの事業を重点事業として実施しております。

そのうち、(1) の「国保制度改革への取り組み」では、26 ページのイにありますように、県内全ての国保被保険者に係る資格情報等の集約・管理のため、平成 30 年 4 月から「国保情報集約システム」の運用を開始し、安定運用に努めております。ウでは、地方単独事業のうち、

重度心身障がい者等の医療費助成事業について、併用レセプトによる請求支払を平成 30 年 8 月診療分から開始しております。エとしましては、保険者事務の軽減を図るとともに医療費適正化に寄与するため、「レセプト点検業務」を 41 の保険者から受託しております。

また、(3) の「システムの円滑な導入と安定稼働」では、本会の基幹システムであります「新国保総合システム」の安定稼働に努めることはもとより、各種システムの機器更改にも対応をいたしました。

次に、27 ページを御覧ください。基本方針の 3 つ目の、3 の「健全で効率的な組織運営への取り組み」では (1) から (3) までの事業を重点事業として実施しております。

(1) の「リスクマネジメントの強化」では、国保中央会の「業務継続計画策定マニュアル」等を参考に「福島県国民健康保険団体連合会業務継続計画 (第 1 版)」を作成いたしました。

(2) 及び 28 ページの (3) につきましては、記載のとおりでございます。

なお、平成 30 年度の決算及び積立金の状況の詳細につきましては、この後の決算報告にて御説明を申し上げます。

28 ページ以降には、第 3 「その他の事業」といたしまして、重点事業以外の事業を、重点事業と同様に「中期経営計画」の 3 つの基本方針ごとに項目を立てて記載しております。こちらの事業につきましては、ここでの説明は省略をさせていただき、後程御覧いただくことで御了承を願います。

また、47 ページ以降には、別添といたしまして「診療報酬等審査支払の状況」の詳細を記載しております。こちらも、後程御覧いただくことで御承願います。

以上、議案第 1 号について、御説明を申し上げました。御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続き、議案第 2 号、平成 30 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、総務課長より御説明をさせていただきます。

ウ．総務課長が議案第 2 号について次のとおり説明を行った。

それでは、私より引き続き議案第 2 号について御説明いたします。

説明にあたりましては議案書とは別にございます、説明資料①「議案第 2 号 決算報告・財産目録」の記載のある資料にて決算概要について簡潔に御説明させていただきます。

説明資料①を御準備いただき 1 ページをお開き願います。1 の平成 30 年度各会計歳入歳出決算でございます。

こちらでは本会会計全体の規模感をつかんでいただきます。

平成 30 年度、本会全会計の歳入合計決算額は、5,815 億 7,152 万 9,275 円、前年度比 102.12%、歳出合計決算額は 5,810 億 5,262 万 7,343 円、前年度比 102.16%となっております。

表の 1 は、各会計決算一覧でございます。記載のとおり平成 30 年度本会には、一般会計、特別会計併せまして 10 会計、特別会計には勘定が 14 ございます。

表の下を御覧ください。歳入歳出決算の状況でございます。

本会の決算額約 5,800 億円の 99.5%は「保険者から医療費等をいただき、医療機関等へ支払う」と言いました、診療報酬等の受払いとなっております。

なお、残りの 0.5%は、業務関連経費を經理する本会の実質予算でございまして、額にして約 30 億円となっております。

2 ページをお開きください。2 の平成 30 年度各会計当期収支差額でございまして、本会全会計の当期収支差額はマイナス 8,163 万 869 円となりました。

表の 2 は、各会計の当期収支差額一覧となっております。この当期収支差額とは、表の真ん中の C 欄の各会計の決算における「歳入歳出差引残額」から、D 欄の「前年度繰越額」を差し引きいたしました E 欄でございまして、平成 30 年度単年度での収入支出の差額を表したものととなっております。

表の下、四角の枠囲いに、当期収支差額の状況の記載がございまして、「○」の一つ目会計総額の当期収支差額は約マイナス 8 千万円となりました。

次に本会の会計は、国の通知により「実費弁償方式」が導入されております。

この実費弁償方式とは「当年度の収入が当年度の支出を超えないこと。また収支に剰余があった場合、その剰余を保険者へ返還する」というものでございまして、平成 30 年度決算における実費弁償方式の確認結果、当期収支差額のマイナスが示すとおり、剰余は無しという判定になりましたことから、保険者等への返還金は発生しなかったというところでございます。

続きまして 3 ページを御覧ください。3 の平成 30 年度各支払勘定前年度比較となっております。

こちらのページでは、本会が行う診療報酬等の受払いにかかる 9 つの勘定について抜粋をし、まとめてございます。

各支払勘定の歳入合計決算額は 5,763 億 8,284 万 1,810 円、歳出合計決算額は 5,763 億 6,714 万 5,690 円、前年度比は共に 102.19%となっております。

その下、表の 3 と表の 4 は各支払勘定の歳入歳出それぞれの一覧となっております。支払勘定の状況は、先ほど事務局長から議案第 1 号の事業報告にて説明のありました診療報酬等の支払状況と説明内容が重複いたしますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

続きまして 4 ページをお開き願います。4 の平成 30 年度業務運営主要会の計当期収支差額でございまして。

ここでは、保険者等からの負担金、手数料を財源としまして、本会の人件費・事務諸経費を經理する業務運営主要 7 会計、本会の実質予算の状況について御確認をいただきます。

主要 7 会計の当期収支差額は、マイナスの 8,403 万 4,754 円となりました。

表の 5 を御覧ください。業務運営主要会計の当期収支差額の一覧でございまして。表の左上、項番 1 から一般会計、業務勘定の国保、後期、介護、障害、特定健診、レセプト点検の 7 会計についてそれぞれ記載をさせていただいております。

表の一番下の「計」の欄を御覧ください。左から A の歳入合計額、B の歳出合計額は、本会会計全体の 0.5%である約 30 億円。A から B を差し引きいたしました C の歳入歳出差引残額は約 3 億 6 千万円。そこから D の前年度繰越額、約 4 億 4 千万円を差し引きをいたしました当期

収支差額が、表の右下、マイナスの8,403万4,754円となっております。

ページの下の枠囲いには、業務運営主要会計の状況について記載がございます。

「○」の1つ目でございますが、当期収支差額のマイナス約8千万円は、本会が定めました平成29年度から5か年間の「中期経営計画」の想定する状況となっております。

計画の取り組みである経費節減等を進めることにより、徐々にではありますが各会計とも計画の目的であります収支均衡、つまり、当期収支差額のプラスマイナスゼロに向かっていくところでございます。

なお、昨年度決算における当期収支差額は約1億3千万円のマイナスでございましたので、マイナス額が5千万円ほど縮減されている状況でございます。

「○」の2つ目でございます。本会の会計は会計ごとに収支状況等に違いがございます。その違いを踏まえつつ、中期経営計画を推進し、収支均衡を目指してまいります。

次に、当期収支差額のマイナスにつきましては、会計内に留保しております前年度繰越額、表中5D欄の約4億4千万円にて補填をし、予算を執行している状況でございます。こちらも中期経営計画の予定通りとなっております。

次に5ページを御覧ください。業務運営主要会計の概要（歳入）でございます。

表6では、主要7会計について、歳入状況を歳入の科目ごとに記載をしております。表の右側には各会計の科目ごとの合計額、そして前年度比を記載しております。

また、表の下枠囲いには、業務運営主要会計（歳入）の状況として4点、記載がございます。主な点、3点について御説明いたします。

表中6の項番1、一般負担金を御覧ください。表の一番右の前年度比が100.44%、またその下項番2の手数料が前年度比110.06%となっております。

理由といたしましては、ページの下「○」のひとつ目に記載がございます。一般負担金・手数料については、一般負担金の単価の引き上げ、新規業務である国保情報集約システム手数料及びレセプト点検手数料の新設により増となっております。

次に、表中6番にお戻りをいただき項番4の「補助金」が前年度比49.12%、また項番6の「積立金繰入金」が前年度比68.47%とそれぞれ下がっております。

理由といたしましては、ページの下「○」の2つ目、そして3つ目に記載がございます。補助金につきましては、国保情報集約システム導入完了に伴う減、積立金繰入金につきましては、機器の調達完了に伴います減となっております。以上が歳入の状況の説明でございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。

表の7では、歳入同様、歳出の詳細を歳出科目ごとに記載をしております。またページ下の枠囲いには歳出の状況として6点記載をしております。こちら主な点を3点について御説明いたします。

まず表7中項番2の人件費でございますが、表の右側でございます。前年度比105.09%と伸びてございます。理由につきましては、ページ下の「○」の一つ目に記載がございます。新規業務であるレセプト点検業務に係る人員増や定期昇給等により増となっております。

次に表中項番5の委託料が前年度比96.78%、項番6の備品購入費は前年度比4.42%と下が

っております。理由につきましては、ページの下の「○」の2つ目、3つ目にそれぞれ記載がおります。

「○」の2つ目、委託料につきましては、新規業務である国保情報集約システムの運用開始等の増要因はあるものの、独自システムの開発等が完了したことにより結果、減。

また次に備品購入費につきましては、業務端末の一括調達等が完了したことによる減となっております。以上が歳出の状況でございます。

次に7ページを御覧願います。ここからは、中期経営計画の実施2年目の状況について御説明いたします。

7の繰越金の状況でございます。

ページの上の棒グラフを御覧ください。平成29年度及び30年度の2か年度分について、実績と計画それぞれを比較したのようになっております。赤の点線で囲っておりますのが今回決算をいたしました30年度の実績でございます。その隣、30年度の計画と比較をいたしますと多くの額が繰り越している事がわかります。

グラフの下、表の8は各会計の繰越金一覧となっております。黄色の部分、平成30年度繰越金実績は合計で表の右下でございます。3億5,911万2千円となりました。

表8の下には繰越金の状況についての説明がおります。

繰越金については、平成30年度計画と比較すると、全体で約8千7百万円多く繰越す結果となりました。特に後期の会計において計画額と実績額に大きく差が出ております。

理由といたしましては、計画上では平成30年度に後期関係システムの機器更改を想定しておりましたが、実際は本年度、令和元年度に機器更改となり見込んでいた支出を繰越したためでございます。本年度にこの繰越金は使わせていただくという事でございます。

続きまして8ページをお開きください。8の積立金の状況でございます。

ページの上の棒グラフは、前のページと同様29年度、30年度の2か年度分の計画と実績の比較でございます。赤の点線で囲っておりますのが30年度の実績でございます。グラフの下、表の9の黄色の部分、30年度実績は11億3,935万5千円と30年度計画に対し約3億円ほど多く保有をできてございます。

表の9の下、積立金の状況の説明がおります。

積立金については、各会計で平成30年度計画より増となりました。なお、後期会計におきまして特に計画額と実績額に大きく差が出ておりますが、繰越金の状況での説明同様、後期関係システム機器更改が今年度、令和元年度になり、積立金の取崩しを行っていないためでございます。こちらの積立金につきましても本年度に使わせていただくという事でございます。

なお、資料に記載はございませんが本会では多額の積立金を保有しておりますが、そのほとんどが、システム更改経費など将来の支出が明らかな経費について事前に保有しておく、いわゆる引当金という性質のものであり、剰余金の内部留保というものではありません。また、積立の基準につきましては国の通知により厳格に定められておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして9ページを御覧ください。平成30年度財産状況、財産目録について御説明いた

します。

本会の財産目録は大きく資産と負債に分かれており、財産の内容毎にその使用目的、そして金額の記載をしてございます。詳細な説明は省略をいたしまして、11 ページを御覧ください。

11 ページ、表の一番右下でございます、資産から負債を除きました本会の正味財産合計は21 億 2,323 万 465 円となっております。

なお、こちらの正味財産は前年度比較で約 2 億 5 千万円の減となっております。会計のマイナス収支が主な原因となっております。こちらの資料の説明は以上といたします。

最後に左上に参考と記載のある資料を御準備願います。

本会では平成 22 年度から会計の更なる透明化を図るために複式簿記を導入いたしまして、その財務諸表を決算の参考資料として提出させていただいております。

公認会計士の先生の指導の下、作成し内容が適切である旨御確認をいただいております。

詳細の説明は省略させていただきますので、御了承願います。

以上、議案第 2 号について御説明いたしました。御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

エ. 議長が大堀監事に監査結果の報告を求めた。

オ. 大堀監事より以下の内容で報告があった。

只今御紹介のありました、監事の新地町の大堀であります。まず議案書の 161 ページをお開きください。それでは監事を代表いたしまして御報告いたします。

去る 7 月 3 日より、記載の日付にて、平成 30 年度の事業執行状況、各会計決算状況及び財産状況について、監査を行いました。

結果、いずれも適正に施行していることが認められましたので、御報告いたします。以上であります。

カ. 議長が議案第 1 号及び議案第 2 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

議案第 3 号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

A 業 務 勘 定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

議案第 5 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

A 業 務 勘 定（後期高齢）

議案第 6 号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

A 業 務 勘 定（介護）

議案第 7 号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

A 業務勘定（障害者総合支援）

議案第 8 号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出
補正予算（第 1 号）

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

議案第 9 号 令和元年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

- ア．議長が議案第 3 号から議案第 9 号まで一括して事務局に説明を求めた。
- イ．総務課長が議案第 3 号から第 9 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第 3 号から第 9 号の令和元年度補正予算 7 議案について一括して御説明いたします。

議案とは別にございます説明資料②を御準備いただき、1 ページをお開き願います。こちらの資料にて説明をさせていただきます。

議案第 3 号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第 1 号）でございます。

1 の補正内容といたしましては、歳入科目 繰越金にて 121 万 9 千円の減といたします。対しまして歳出科目は、まず、一般会計減価償却引当資産積立金を 100 万円の減、また予備費にて 21 万 9 千円の減とするものでございます。2 の補正理由といたしましては、平成 30 年度決算確定に伴う繰越金の減となっております。以上が議案第 3 号の御説明でございます。

続きまして 2 ページをお開き願います。議案第 4 号 令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）でございます。

この会計では 2 つの勘定にて補正を行います。

まず、A の業務勘定で補正を行います。補正内容といたしましては、歳入科目 繰越金、歳出科目 予備費にてそれぞれ同額の 344 万 9 千円の減といたします。

また、歳入科目 ICT 積立資産繰入金、歳出科目 ICT 積立資産積立金を新設いたします。この ICT 積立金とは、システム高度化への対応のため、国の通知に基づき本会が新たに保有する積立金でございます。このように国の通知に基づき予算科目は新設いたしますが、現在積立財源がないため補正額としては存目の 1 千円という事で補正をさせていただいております。

次に、C の公費負担医療に関する診療報酬支払勘定でございます。

補正内容といたしましては、歳入科目 繰越金、歳出科目 諸支出金にてそれぞれ同額の 1 億 3,496 万 4 千円の増といたします。

補正理由といたしましては、前期高齢者の窓口負担軽減のため「指定公費医療費」として、国が本会へ交付をいたしました平成 30 年度分「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の残額について、要綱上、令和元年度予算に繰り越した上、国に返還するためとなっております。以上が議案第 4 号の説明でございます。

3 ページを御覧ください。ここからは補正内容が同じでございますので、説明は簡潔に行います。

議案第 5 号 令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）

でございます。Aの業務勘定（後期高齢）にて補正を行います。1の補正内容の合計欄を御覧ください。合計で歳入歳出それぞれ2,110万4千円の増といたします。2の補正理由は決算確定による繰越金の増及びICT積立資産の科目新設となっております。

4ページをお開き願います。議案第6号 令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。Aの業務勘定（介護）におきまして、歳入歳出それぞれ226万3千円の増といたします。補正理由は繰越金の増及びICT積立資産の科目新設となっております。

5ページでございます。議案第7号 令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。Aの業務勘定（障害者総合支援）におきまして、歳入歳出それぞれ7万9千円の減といたします。補正理由は繰越金の減及びICT積立資産の科目新設でございます。

6ページをお開き願います。議案第8号 令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。Aの業務勘定（特定健診・特定保健指導）におきまして、歳入歳出それぞれ311万4千円の増といたします。補正理由は繰越金の増及びICT積立資産の科目新設でございます。

7ページを御覧願います。議案第9号 令和元年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出補正予算（第1号）でございます。補正内容といたしましては、歳入歳出それぞれ50万4千円の増といたします。補正理由は繰越金の増及びICT積立資産の科目新設でございます。

以上、議案第3号から議案第9号について御説明いたしました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第3号から議案第9号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第10号 福島税務署に提出する実費弁償による事務処理の受託等の確認申請について

ア．議長が議案第10号について事務局に説明を求めた。

イ．総務課長が議案第10号について次のとおり説明を行った。

それでは議案第10号について御説明申し上げます。議案書196ページをお開き願います。議案第10号は、「福島税務署に提出する実費弁償による事務処理の受託等の確認申請について」でございます。

本会が保険者等から委託を受け手数料を財源に行う診療報酬審査支払業務等については、原則として法人税法に規定する収益事業に該当し、法人税の確定申告が必要となりますが、以下の2点を満たす場合、国の通知により収益事業に該当しない取扱いとなります。

一つとして、当該業務等が実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないこと。）により行われるものであること。

二つとして、実費弁償であることについて、あらかじめ概ね5年間以内の期間に限り所轄税務署長の確認を受けたとき。

よって今回、新たに令和元年度から5年間の実費弁償の確認を受けるため、別添「実費弁償による事務処理の受託等の確認申請について」を福島税務署長へ提出したいものでございます。

197 ページを御覧ください。こちらが税務署へ提出する書類でございます。添付資料といたしまして資料1から資料5までを提出することになってございます。

なお、本会が実費弁償に該当するかは、資料5により判定されますことから、本議案では資料5のみを添付させていただいております。その他の資料は本会の概要や過年度分の決算書等のため、添付を省略しておりますので御了承ください。

次の198 ページから215 ページまでが資料5となります。こちらの資料は、本会の令和元年度予算について、国の通知に基づき整理した表となっております。

199 ページを御覧ください。この資料のポイントといたしましては、ページの一番下、「調整後の当期収支差額」が0円もしくはマイナスの金額であることとございまして、記載のとおりマイナスの金額となっていることから、本会は実費弁償対象団体として無事判定されるという内容でございます。

最後になりますが、こちらの手続きは、国税庁及び厚生労働省の指示により全国の国保連合会が統一して実施をするものであること、また、提出書類は国税庁に事前確認をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、議案第10号について御説明いたしました。御承認賜りますようお願いいたします。

ウ．議長が議案第10号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第11号 役員の補欠選任について

ア．議長が議案第11号について事務局に説明を求めた。

イ．事務局長が議案第11号について次のとおり説明を行った。

議案第11号、役員の補欠選任について御説明を申し上げます。総会議案の217ページをお開きください。

前役員の退任に伴い、本会の役員に欠員が生じたため、本会規約第20条及び役員選任規程第3条の規定に基づき、補欠役員を次の通り選任したいものでございます。

選任する役員は、戸田光昭福島県保健福祉部長と、会津地区部会から推薦のありました星學下郷町長でございます。

任期は本日、令和元年7月29日から令和3年3月31日までとなっております。

以上、議案第11号について御説明申し上げます。御承認賜りますようお願い申

上げます。

ウ．議長が議案第 11 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

8 議長降壇

議長が本日の総会に附議された議案の審議はすべて終了した旨述べ、議事運営の協力に謝意を表して降壇した。

事務局より「本会総会議事録の作成及び公表要領」により、本日開催の総会から議事録を公表する旨報告した。

9 閉会（午後 2 時 22 分）

遠藤副会長（鏡石町長）が、議案の全てを原案のとおり承認いただいたことにお礼を述べ、次のとおり閉会のことばを述べた。

佐川議長さん誠にありがとうございました。また提出しました全議案につきまして御承認いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会といたします。ありがとうございました。

令和元年 7 月 29 日（月）福島市太田町 13 番 53 号ホテル福島グリーンパレス 2 階「瑞光西の間」で開催された福島県国民健康保険団体連合会総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和 元 年 10 月 1 日

議事録署名人

佐 川 正一郎

印

総会出席者名簿【令和元年7月29日(月) 13時30分～ ホテル福島グリーンパレス2階「瑞光西の間」】

区分	保険者名		役職名	氏名	委任	区分	保険者名		役職名	氏名	委任	
	福島県		部長代理	国民健康保険課主任主査	○		会津美里町		町長代理	健康ふくし課課長補佐	○	
市部	福島市	理事	市長代理	国民健康保険課長	○	大沼郡	三島町	理事	町長代理	町民課長	○	
	二本松市	副会長	市長代理	国保年金課長	○		金山町		欠		○	
	郡山市	理事	市長代理	国民健康保険課長	○		昭和村		村長代理	副村長	○	
	須賀川市		市長代理	保険年金課長	○	東白川郡	棚倉町	理事	町長	湯座一平	△	
	白河市	副会長	市長代理	保健福祉部長	○		矢祭町		町長	佐川正一郎	△	
	会津若松市		欠		○		塙町	監事	町長	宮田秀利	△	
	喜多方市	監事	市長代理	保健課長	○		鮫川村		村長代理	住民福祉課長	○	
	市部	いわき市	副会長	欠		○	西白河郡	西郷村		村長代理	参事兼住民生活課長	○
		相馬市		市長代理	民生部長	○		泉崎村		欠		○
		田村市	監事	市長代理	市民部長	○		中島村		村長代理	住民生活課長	○
		南相馬市	理事	欠		○		矢吹町		町長	野崎吉郎	△
		伊達市	監事	市長代理	国保年金課長	○	石川郡	石川町		欠		○
	本宮市		欠		○	玉川村		理事	村長	石森春男	△	
伊達郡	川俣町		町長代理	副町長	○	平田村			欠		○	
	桑折町	理事	町長代理	健康福祉課医療介護連携室長	○	浅川町			欠		○	
	国見町		町長代理	参事兼保健福祉課長	○	古殿町		町長	岡部光徳	△		
安達郡	大玉村		村長代理	住民福祉部長	○	田村郡	三春町		欠		○	
岩瀬郡	鏡石町	副会長	町長	遠藤栄作	△	小野町	会長	町長	大和田昭	△		
	天栄村		村長代理	住民福祉課副課長	○	双葉郡	広野町		町長代理	健康福祉課長	○	
南会津郡	南会津町		町長代理	住民生活課長	○		檜葉町		町長代理	住民福祉課長	○	
	下郷町		町長代理	町民課長	○		富岡町		町長代理	健康づくり課長	○	
	檜枝岐村		欠		○		川内村		村長	遠藤雄幸	△	
	只見町		欠		○		大熊町		欠		○	
耶麻郡	磐梯町		町長	佐藤淳一	△		双葉町		町長	伊澤史朗	△	
	猪苗代町		町長代理	町民生活課長	○		浪江町		町長代理	健康保険課長	○	
	北塩原村		村長	小椋敏一	△		葛尾村	理事	村長	篠木弘	△	
	西会津町	理事	町長代理	健康増進課長	○	相馬郡	新地町	監事	町長	大堀武	△	
河沼郡	会津坂下町		欠		○		飯舘村		村長代理	住民課長	○	
	湯川村		村長代理	住民課主幹兼保健係長	○	組合	歯科医師国保組合		理事長代理	事務長	○	
	柳津町		町長代理	町民課主事	○		医師国保組合		理事長代理	事務長	○	
									広域連合	事務局長	事務局長	